

小学生向け公共交通に関する副読本（平成31(2019)年度版バス無料券の掲載）について

1 副読本について

小学校2年生の生活科の授業で利用してもらうことで、公共交通に関する啓発、教育を行うことや、バス無料券を添付することで親子そろっての利用促進を図るため作成

2 バス無料乗車券について

- ・こども（小学2年生）のみを対象とし、大人と一緒にのみ有効
- ・県内の一般乗合バス（市町村デマンド交通含む）を対象（高速バス、定期観光バス除く）
- ・有効期間：平成31(2019)年6月1日～平成32(2020)年3月31日

3 バス無料券の適用についての手続き

道路運送法施行規則第9条及び第10条の規定に基づき、無料券適用の30日前までに運行事業者による届出等が必要

実証運行においても、本格運行同様の手続きが必要

※現在、平成31(2019)年度版の作成に向けて予算要求中

平成30(2018)年度版に引き続き、無料券の掲載やそれに伴う各種手続きについて御協力をお願いします。

道路運送法上の区分	内容	無料券適用の <u>新規実施</u> の場合に必要な手続き (新たに無料券を適用しようとする系統がある場合)	無料券適用の <u>継続実施</u> の場合に必要な手続き (既に無料券を適用している系統の場合)
4条	H18.10 法改正前の旧21条許可により市町村等から委託を受けた事業者が継続して運行(いわゆるみなし4条)	H18.10以降、地域公共交通会議の合意を得て運行計画を変更している系統の場合、無料券の適用は、地域公共交通会議での合意を得た上で、事業者が道路運送法施行規則第9条の届出を行うこと。	地域公共交通会議の合意を得て運行している系統の場合、無料券の適用継続は原則、地域公共交通会議の合意を得た上で、事業者が届出を行うことが望ましいが、会議の開催は地域の実情等(※)により各市町の判断によることで差し支えない。 (※旅客の利便を阻害しない等) なお、事前に会議を開催せず無料券適用の届出を行った場合には、事後の会議等で報告を行うこと。
	地域公共交通会議の合意を得た上で市町村等から委託を受けた事業者が4条運行	無料券の適用は、地域公共交通会議の合意を得た上で、事業者が道路運送法施行規則第9条の届出を行うこと。	
	地域公共交通会議の合意を得た上で市町村等から委託を受けた事業者が4条運行で、運行形態がデマンド型運行の場合	※運行形態がデマンド型運行の場合と定時定路線の場合とで、無料券の適用に係る手続きに差はない。	
79条	市町村が地域公共交通会議の合意を得た上で自家有償運送を登録	無料券の適用は、地域公共交通会議の合意を得た上で、市町村が届出(任意様式)を行うこと。	地域公共交通会議の合意を得た上で市町村が届出(任意様式)を行うことが望ましいが、会議の開催は地域の実情等(※)により各市町の判断によることで差し支えない。 (※旅客の利便を阻害しない等) なお、事前に会議を開催せず無料券適用の届出を行った場合には、事後の会議等で報告を行うこと。

※ 届出は、実施予定日の30日前まで